

○尾道市建設工事等指名業者選定に関する規程

昭和54年6月27日
訓令第6号

(目的)

第1条 この規程は、本市が発注する建設工事、設計、調査、測量の業務（別に業者選定を行う企業会計は除く。以下「建設工事等」という。）の指名競争入札に参加する者（以下「指名業者」という。）の指名等について必要な事項を定め、公正かつ適正な選定を行うことを目的とする。

(指名業者の選定等)

第2条 建設工事等の指名業者の選定については、尾道市建設工事等競争入札参加者資格審査規程（昭和53年訓令第7号。以下「資格審査規程」という。）により審査を経て指名競争入札の参加者の資格を有する者のうちから選定するものとする。

第3条 指名業者の選定に際しては、資格審査規程第9条に掲げる工事の種類ごとに設計金額に対応する等級に属する者のうちから選定するものとする。ただし、必要に応じて、直近上位又は直近下位の等級に属する者のうちから選定することができる。

2 次の各号に掲げる場合は、前項の規定にかかわらず指名業者を選定することができる。

- (1) 随意契約の場合において、特に必要がある場合
- (2) その他市長が特に必要があると認めた場合

第4条 指名業者を選定しようとするときは、次の各号に掲げる事項について留意しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 地理的条件
- (5) 手持工事の状況
- (6) 当該工事についての技術的適性
- (7) 安全管理及び労働福祉の状況
- (8) 同種の工事についての経験
- (9) 技術者の状況

第5条 建設工事等の一件当たり指名業者選定数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 設計金額 500万円未満 6業者以上
- (2) 設計金額 500万円以上1,000万円未満 7業者以上
- (3) 設計金額 1,000万円以上5,000万円未満 10業者以上
- (4) 設計金額 5,000万円以上1億円未満 12業者以上
- (5) 設計金額 1億円以上 15業者以上

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、同項各号に掲げる基準の業者数によらないで指名業者を選定することができる。

- (1) 特殊な工事、特別な技術を要する工事に対応する有資格者が前項各号に掲げる基準数に達しない場合
- (2) 地元中小企業の受注機会の拡大を確保するため必要な場合
- (3) 特別緊急を要する場合及び共同企業体方式による場合
- (4) 落札に至らなかった入札を指名替えして入札する場合
- (5) その他特に市長が認めた場合

3 指名業者の選定は、次条に規定する審査会の審査を経なければこれを行ってはならない。ただし、審査会の定めに該当しないものについては、契約担当課長が工事

主管課長の意見を聞いて業者の選定を行うことができる。

(審査会の設置)

第6条 指名業者の選定については、その適格性を審査し、選定の適正を期するため、建設工事等指名業者審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の種類は、別表のとおりとする。

(審査会の組織)

第7条 審査会は、設計金額によりそれぞれ別表に掲げる者をもって組織する。

2 審査会に会長、副会長及び委員を置き、それぞれ別表に掲げる者をもって充てる。ただし、会長が必要と認めたときは、同表に掲げる者のほか、委員にその他の者をもって充てることができる。

3 会長は、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審査会は、会長が招集し、自らその議長となる。

2 審査会は、原則として毎週1回行うものとする。

3 審査会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、審議する建設工事等の主管課長又はその代理者は、必ず出席しなければならない。

4 審査会は、特に緊急を要する場合にあっては、持ち回りによって指名業者の審査をすることができる。

5 審査会の会議は、非公開とし、何人もその内容を他に漏らしてはならない。

(指名案の作成等)

第9条 指名業者の選定案は、契約担当課長が必要部数を作成して委員に配布するものとし、会議終了後直ちに回収するものとする。

2 前項による選定案の作成に際しては、必要に応じて工事主管課長の意見を聞くものとする。

(指名業者の決定)

第10条 指名業者の決定は、尾道市事務決裁規程（昭和36年訓令第4号）に定める区分により、審査会の会議において審査した結果をしんしゃくして決定する。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、契約担当課において処理する。

(雑則)

第12条 審査会の運営その他必要な事項は、会長がその都度審査会に諮って定める。

(指名業者選定に関する規定の準用)

第13条 第2条、第3条、第4条及び第5条第3項の規定は、随意契約により業者を選定する場合に準用する。

2 前項の規定にかかわらず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号、第2号又は第5号の規定により随意契約を締結する場合において、市長が特に必要と認める場合にあっては、第2条の規定を準用しないことができる。

付 則

この訓令は、昭和54年7月1日から施行する。

付 則（昭和57年1月4日訓令第1号）

この訓令は、昭和57年1月4日から施行する。

付 則（昭和５７年６月１５日訓令第７号）
この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（昭和５９年６月１５日訓令第６号）
この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（昭和６２年１２月１７日訓令第１０号）
この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（平成元年３月３１日訓令第２号）
この訓令は、平成元年４月１日から施行する。

付 則（平成２年３月３１日訓令第６号）
この訓令は、平成２年４月１日から施行する。

付 則（平成３年１０月１日訓令第８号）
この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（平成４年３月３１日訓令第１号）
この訓令は、平成４年４月１日から施行する。

付 則（平成５年３月３１日訓令第１号）
この訓令は、平成５年４月１日から施行する。

付 則（平成７年６月２９日訓令第７号）
この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（平成８年４月１日訓令第４号）
この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（平成９年４月１日訓令第４号）
この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（平成１０年４月１日訓令第７号）
この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（平成１１年９月１日訓令第５号）
この訓令は、平成１１年９月１日から施行する。

付 則（平成１２年３月３１日訓令第５号）
この訓令は、平成１２年４月１日から施行する。

付 則（平成１３年３月３０日訓令第３号）
この訓令は、平成１３年４月１日から施行する。

付 則（平成１５年３月２６日訓令第４号）
この訓令は、平成１５年４月１日から施行する。

付 則（平成16年1月6日訓令第1号）
この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（平成16年3月24日訓令第4号）
この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成16年11月30日訓令第11号）
この訓令は、平成16年11月30日から施行し、平成16年11月10日から適用する。

付 則（平成17年12月21日訓令第25号）
この訓令は、平成18年1月10日から施行する。

付 則（平成19年4月6日訓令第8号）
この訓令は、平成19年4月6日から施行する。

付 則（平成19年7月20日訓令第16号）
この訓令は、平成19年7月20日から施行する。

付 則（平成20年3月31日訓令第7号）
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月25日訓令第5号）
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月25日訓令第3号）
この訓令は、平成26年3月25日から施行する。

付 則（平成29年3月28日訓令第4号）
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月23日訓令第3号）
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月29日訓令第4号）
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月30日訓令第2号）
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和4年3月31日訓令第5号）
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和5年3月23日訓令第3号）
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和 7 年 3 月 3 1 日訓令第 2 号）
この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第6条、第7条関係）

種類 組織	設計金額が1件4,500万円以上	設計金額が1件500万円以上4,500万円未満	設計金額が1件200万円以上500万円未満
会長	副市長	建設部長	建設部長
副会長	建設部長	参事（定住交流担当）	契約課長
委員	参事（定住交流担当） 因島総合支所長 契約課長 土木課長 維持修繕課長 建築課長	工事主管部長 契約課長 工事主管課長	工事主管課長